

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金

よくあるご質問 Q & A

1. 用語について 3

- Q1 「太陽光発電」とは何ですか？ 3
- Q2 「蓄電池」とは何ですか？ 3
- Q3 「エネルギーマネジメントシステム（EMS）」とは何ですか？ 3
- Q4 「高効率空調設備」、「高効率給湯設備」とは何ですか？ 3
- Q5 「ニセコスタンダード基準かつ Nearly ZEH + 水準」を満たす住宅とは、どのような住宅ですか？ 4
- Q6 「固定価格買取制度（FIT）・FIP 制度」とは何ですか？ 5

2. 補助申請について 6

- Q 1 対象設備の増設や入れ換えの場合は申請できますか？ 6
- Q 2 賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅に設置する場合も補助の対象となりますか？ 6
- Q 3 中古住宅や、新築の分譲マンション等にすでに対象設備が設置されていますが、補助の対象となりますか？ 6
- Q 4 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも設備の設置を行う場合、まとめて申請することは可能ですか？ 6
- Q 5 店舗兼住宅に対象設備の設置を行う場合はどのようになりますか？ 6
- Q 6 事務所が二棟あり、どちらにも太陽光発電設備を設置する場合、各々で補助金の活用は可能ですか？ 7
- Q 7 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」に設備を設置する場合はどのようになりますか？ 7
- Q 8 既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？ 7
- Q 9 太陽光発電設備（屋根置き・野立て）とソーラーカーポートを同時に設置する場合、申請できますか？ 7
- Q10 個人（個人事業主を除く）が本補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？ 7

3. 補助金の算定について 8

- Q 1 消費税は補助対象経費に含まれますか？ 8
- Q 2 太陽光発電設備の補助金はどのように計算するのですか？ 8
- Q 3 蓄電池の補助金はどのように計算するのですか？ 9
- Q 4 補助対象となるのは、どのような経費ですか？ 9
- Q 5 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と蓄電池の間を結ぶ配線については、どちらの経費とすればよいでしょうか？ 10
- Q 6 補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる経費について、どのように算出すればよいですか？ 10

4. 設備設置後について 11

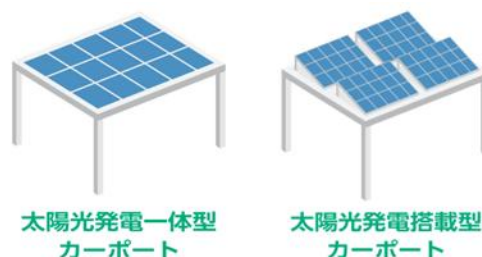
- Q 1 FIT・FIP 制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。 11
- Q 2 住宅（事務所）を売却し、転居（移転）します。設備はどうしたらよいですか？ 11
- Q 3 災害（雷・ひょう・洪水・火災等）により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが、どうすればいいですか？ 11

1. 用語について

Q1 「太陽光発電」とは何ですか？

太陽光発電とは、太陽光をソーラーパネル（太陽電池）に当てることにより電力へと変換し、発電する方法です。気候条件により発電出力が左右される部分もありますが、太陽の光エネルギーは無尽蔵であり、発電時にCO₂等の大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、繰り返し使えて枯渇せず再生できる「再生可能エネルギー」として注目されています。

なお、近年は、駐車場の上部空間を活用したソーラーカーポートの導入も増加傾向にあります。カーポートの屋根として太陽光発電パネルを用いるもの（太陽光発電一体型カーポート）と、カーポートの屋根の上に太陽光発電パネルを設置するもの（太陽光発電搭載型カーポート）があります。



※出典：ソーラーカーポートの導入について（環境省）
https://www.env.go.jp/earth/kankyosho_pr_solarcarport.pdf

Q2 「蓄電池」とは何ですか？

蓄電池とは、電気エネルギーを蓄えておき、必要なときに電気エネルギーに戻して使うことができるシステムです。太陽光発電設備と併せて導入することで、昼間に発電した余剰電力を夜間に使用することができるため、電気料金を節約することができます。また、停電等の災害時には、自立運転モードに切り替えることで、照明や冷蔵庫などの生活必需品を使うことができるため、非常時の自家発電システムとしても注目されています。

Q3 「エネルギーマネジメントシステム（EMS）」とは何ですか？

エネルギーの使用状況が見える化し、照明や空調、設備機器の稼働を制御することでエネルギーの運用を最適化するためのシステムです。

さまざまな種類がありますが、一般家庭で使用されるEMSはHEMS（ヘムス）と呼ばれています。

家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりして、エネルギー使用量を節約することができます。

Q4 「高効率空調設備」、「高効率給湯設備」とは何ですか？

それぞれ従来の設備と比較して、少ないエネルギーで効率よくエネルギーを生み出すことができる省エネルギー化を実現した設備です。なお、高効率給湯設備には、主に電気をエネルギー源とするエコキュート、ガスをエネルギー源とするエコジョーズ、灯油をエネルギー源とするエコフィールなどがあります。

Q5 「二セコスタンダード基準かつ Nearly ZEH + 水準」を満たす住宅とは、どのような住宅ですか？

ZEH（ゼッチ）とは「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略語です。建物の断熱性能を高めて、高効率な設備を導入することによって消費するエネルギーを少なくすることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロになることを目指した住宅のことをいいます。



Nearly ZEH+（ニアリーゼッチプラス）は、ZEH をより高性能化した住宅であるものの、創エネが十分にできない地域を対象としています。断熱+省エネで 25%以上の一次エネルギー消費量を削減したうえで、太陽光発電などの創エネ設備を導入し、75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量を削減することが条件となります。さらに、断熱の強化、エネルギーマネジメントシステムの導入、電気自動車の充電設備の設置のうち 2 つ以上をクリアすることも求められます。

なお、二セコスタンダード基準を満たすには、住宅の内部から床、外壁、屋根、開口部などを通過して外部へ逃げる熱量を外皮全体で平均した値である UA 値（外皮平均熱貫流率）を $0.28\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下とすることが必要です。

分類・通称	要件			
	外皮基準 (UA値)	一次エネルギー消費量削減率 ※1		その他要件・備考
		省エネのみ ※2	再エネ等含む ※3	
ZEH	0.4 以下	20% 以上	100% 以上	・再生可能エネルギーを導入（容量不問、全量売電を除く）すること。
ZEH+	0.28 以下	25% 以上		・上記に加え、ZEH+の選択要件※4 ①～③のうち 2 項目以上満たすこと。
Nearly ZEH	0.4 以下	20% 以上	75% 以上 100% 未満	・再生可能エネルギーを導入（容量不問、全量売電を除く）すること。
Nearly ZEH+	0.28 以下	25% 以上		・上記に加え、ZEH+の選択要件※4 ①～③のうち 2 項目以上満たすこと。
二セコスタンダード基準	0.28 以下			

※1 一次エネルギー消費量の計算は、住宅計算法（冷暖房、換気、給湯、照明（その他の一次エネルギー消費量は除く））とする。

※2 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※3 再生可能エネルギーの対象は敷地内に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める（ただし余剰売電分に限る）。

※4 ①外皮性能の更なる強化、②高度エネルギーマネジメント、③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置

※「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて（ZEH フォローアップ委員会）」及び「住宅性能表示制度における省エネ性能に係る上位等級の創設（国土交通省）」を元に作成

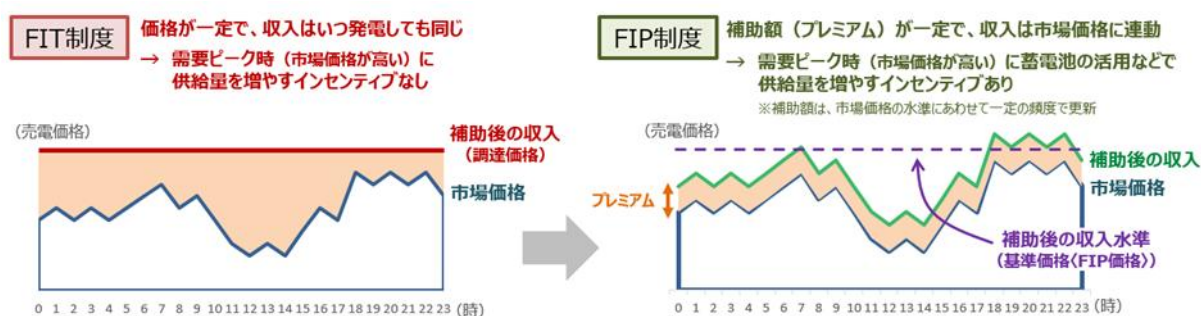
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/data/230330.pdf

<https://www.mlit.go.jp/common/001585664.pdf>

Q6 「固定価格買取制度（FIT）・FIP 制度」とは何ですか？

FIT（Feed in Tariff）とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、高い発電コストを政策的に手当てすることで、再生可能エネルギーの普及拡大を促進するしくみです。

また、FIP（Feed in Premium）とは、再生可能エネルギーを主力電源として活用していくための自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度です。固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電した際に、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）が上乗せされます。



※出典：FIP 制度について（経済産業省資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document02.pdf

2. 補助申請について

Q 1 対象設備の増設や入れ換えの場合は申請できますか？

現在、太陽光発電設備を保有されている方については、太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムの増設・入れ換えは対象外となります。

Q 2 賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅に設置する場合も補助の対象となりますか？

補助対象となります。ただし、住宅所有者（賃貸借・使用貸借の場合）及び共同所有者全員（共同住宅の場合）の承諾書が必要となります。

Q 3 中古住宅や、新築の分譲マンション等にすでに対象設備が設置されていますが、補助の対象となりますか？

補助対象となりません。中古住宅の場合、新たに設置したものであれば対象となります。また、新築分譲マンションの場合は、標準装備として設置されていることとなり、補助対象となりません。

Q 4 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも設備の設置を行う場合、まとめて申請することは可能ですか？

太陽光発電設備を設置する場合は、電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれの世帯でシステムを設置し、独立した形態である場合に申請は可能です。また、高効率空調設備及び高効率給湯設備を設置する場合は、それぞれの世帯でシステムを設置し、独立した形態である場合に申請は可能です。

なお、いずれも一方の世帯の方が二世帯分を申し込むことはできませんので、各世帯の方がそれぞれ申請してください。

Q 5 店舗兼住宅に対象設備の設置を行う場合はどのようになりますか？

太陽光発電設備を設置する場合は、店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）、いずれも「個人」ではなく「事業者」で申請してください。なお、この場合は、導入した発電設備で求められる自家消費率も「50%以上」となりますのでご注意ください。

また、高効率給湯設備を設置する場合は、住宅側に設置する場合のみ申請が可能です。

Q 6 事務所が二棟あり、どちらにも太陽光発電設備を設置する場合、各々で補助金の活用は可能ですか？

隣接しているまたは各地に点在しているにかかわらず、電力会社の契約がそれぞれで分かれていることを条件として、それぞれの事務所でシステムを設置し、独立した形態である場合は申請することが可能です。なお、この場合はそれぞれ申請をお願いします。

Q 7 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」に設備を設置する場合はどのようにになりますか？

大家・管理会社等の貸主側が設置する場合の「アパート」や「マンション」については「事業者」として申請してください。なお、太陽光発電設備を設置する場合は、導入した発電設備で求められる自家消費率は「50%以上」となりますのでご注意ください。

Q 8 既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？

補助対象となりません。既存建物の屋根補強費用については、自己負担でお願いいたします。

Q 9 太陽光発電設備（屋根置き・野立て）とソーラーカーポートを同時に設置する場合、申請できますか？

同時に申請する場合に限り、申請は可能です。なお、太陽光発電設備（屋根置き・野立て）を今年度、ソーラーカーポートを次年度に申請した場合は、同じ太陽光発電設備を複数回申請したとみなされ、補助金を受けることはできません。

Q 10 個人（個人事業主を除く）が本補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が 50 万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に「国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書」を提出することにより、補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合については、補助金交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金交付金額は住宅の取得対価から控除されます。

3. 補助金の算定について

Q 1 消費税は補助対象経費に含まれますか？

含まれません。

Q 2 太陽光発電設備の補助金はどのように計算するのですか？

太陽光発電設備の補助金算定方法は以下のとおりです。

区分	申請者	補助金算定方法
太陽光発電設備 (屋根置き・野立て)	個人	14 万円 × 太陽電池出力(kW) ^{※1}
	事業者	10 万円 × 太陽電池出力(kW) ^{※1}
ソーラーカーポート ^{※2}	個人・事業者	補助対象経費 × 1/3

※ 1 太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値

※ 2 既存のカーポートへの太陽光パネルの設置については、「太陽光発電設備（屋根置き・野立て）」の算定方法により計算

【例 1：個人の住宅に太陽光発電設備（パネル 6.4 kW・パワーコンディショナー 5.9 kW）を設置する場合】

（1）太陽電池出力の確認

6.4 kW > 5.9 kW ➡ 5 kW（小数点以下切り捨て）

（2）補助金算定

5 kW × 14 万円 = 700,000 円 ➡ 補助金算定額 **700,000 円**

【例 2：個人の住宅にソーラーカーポート（補助対象経費 2,300,000 円（税抜き））を設置する場合】

（1）補助金算定

2,300,000 円（税抜）× 1/3 = 766,666 円

➡ 補助金算定額 **766,000 円**（千円未満切り捨て）

Q 3 蓄電池の補助金はどうに計算するのですか？

蓄電池の補助金算定方法は以下のとおりです。

区分	申請者	補助金算定方法
家庭用 (20kwh 未満)	個人	蓄電池の価格 (円/kWh) ※ ¹ × 1/3 (上限 : 4.7 万円/kWh)
	事業者	
業務用 (20kwh 以上)	事業者	蓄電池の価格 (円/kWh) ※ ² × 1/3 (上限 : 5.3 万円/kWh)

※ 1 14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き) を超える蓄電池は対象外

※ 2 16.0 万円/kWh (工事費込み・税抜き) を超える蓄電池は対象外

【例 1 : 家庭用の蓄電池 (9.50kWh) を 1,325,000 円 (工事費込み・税抜き) で設置する場合】

(1) 要件の確認

1,325,000 円 ÷ 9.5kWh = 139,473 円 ➡ 14.1 万円/kWh を超えていないため**対象**

(2) 補助金算定

1,325,000 円 × 1/3 = 441,666 円 ➡ 補助金算定額 **441,000 円** (千円未満切り捨て)

【例 2 : 業務用の蓄電池 (70.0kWh) を 11,180,000 円 (工事費込み・税抜き) で設置する場合】

(1) 要件の確認

11,180,000 円 ÷ 70.0kWh = 159,714 円 ➡ 16.0 万円/kWh を超えていないため**対象**

(2) 補助金算定

11,180,000 円 × 1/3 = 3,726,666 円

➡ 補助金算定額 **3,726,000 円** (千円未満切り捨て)

Q 4 補助対象となるのは、どのような経費ですか？

基本的には、対象設備の本体と周辺機器、また設置にかかる工事費が補助対象経費となりますが、補助対象外となる代表的な経費の例は以下のとおりです。

【補助対象外経費の例】

- ・既存設備の撤去・処分費
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・本補助金申請に係る費用
- ・設備の保証料
- ・諸経費 (経費の中身が見えないもの)

Q 5 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と蓄電池の間を結ぶ配線については、どちらの経費とすればよいでしょうか？

重複はできないため、いずれかの（計上するのに適切な方の）設備に係る補助対象経費として計上してください。

Q 6 補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる経費について、どのように算出すればよいですか？

共通する経費を除いたうえで、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の額で按分し、計上してください。

4. 設備設置後について

Q 1 FIT・FIP 制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。

法定耐用年数中、禁止されるのは FIT・FIP 制度の認定を受けることであり、通常の売電自体は禁止していません。
所定の自家消費率（30%以上(個人)、50%以上(事業者)）を確保したうえで、余剰が発生する場合に、民間企業へ売却することは可能ですが、一般的には、現在のところ、太陽光発電の余剰分の売電を FIT/FIP なしで実現することは難しい可能性もあります。

Q 2 住宅（事務所）を売却し、転居（移転）します。設備はどうしたらよいですか？

設備の経過年数や処分理由等により異なりますが、状況によっては補助金を返還いただく可能性もあります。

Q 3 災害（雷・ひょう・洪水・火災等）により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが、どうすればいいですか？

状況により対応が異なりますので、役場担当窓口までお問い合わせください。